

天草市外部公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、外部の労働者等による公益通報であって、当該通報対象事実について処分、勧告等をする権限を有する行政機関が本市となるもの（以下「外部通報」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

(通報受付等)

第3条 外部通報を処理し、及び外部通報に関する相談に応じるため、総務部総務課に公益通報窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

2 通報窓口のほか、通報担当課（本市において、通報された事実について処分又は勧告等をする権限に関する事務を所掌する部署をいう。以下同じ。）においても、外部通報を受けるものとする。

3 通報窓口は、外部通報に関し、第1項に規定する事務のほか、通報担当課との連絡調整を行う。

(相談があったときの対応)

第4条 通報窓口及び通報担当課は、外部通報に関する相談があったときは、相談をした者に対して、助言その他の必要な対応を行うものとする。

(通報の受付)

第5条 外部の労働者等による通報を受け付けるときは、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者に対する不利益な取扱いのない旨及び通報者の秘密は保持される旨を当該通報者に対し説明するものとする。

2 外部の労働者等による通報が郵送、電子メールその他通報者が通報の到達を確認できない方法によって行われたときは、速やかに通報者に対し、当該通報を受領した旨を通知するものとする。

3 通報窓口又は通報担当課は、外部の労働者等による通報を受け付けたときは、速やかに、その通報内容を、通報窓口にあつては通報担当課に、通報担当課にあつては通報窓口それぞれ通知するものとする。

4 外部の労働者等による通報が誤って本市にされたものであるときは、直ちにその旨を伝え、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示するものとする。

(事案の検討)

第6条 通報担当課は、外部の労働者等による通報を受け付けたときは、当該通報に係る調査の必要性について、公正かつ誠実に検討し、法に規定する要件を満たし当該通報を外部通報として調査を行う場合にあってはその旨及び着手の時期を、法に規定する要件を満たさず外部通報として取り扱わない場合にあってはその旨及び理由を通報者に対し通知するものとする。

2 通報担当課は、前項の規定による通知に当たっては、その調査のために必要と見込まれる期間を同項の通知をするときに示すよう努めなければならない。ただし、事案の性質上調査に必要な期間を見込むことが困難であるときは、この限りでない。

3 通報担当課は、第1項の規定による通知を行った場合は、その内容を通報窓口へ報告するものとする。

(調査の実施)

第7条 前条の規定により、調査を行うこととなったときは、通報担当課において調査を行い、速やかに調査結果を取りまとめ、通報者に通知するものとする。

2 前項の調査をするときは、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 通報者の秘密を保持するとともに、通報者が特定されないよう調査の方法に十分な配慮をすること。

(2) 被通報者、当該調査に協力した者等（以下「利害関係人」という。）の信用、名誉、プライバシー等に配慮すること。

(3) 調査の進捗状況については、適宜、通報者に通知するよう努めること。

(調査結果に基づく措置)

第8条 通報担当課は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他必要な措置を講じなければならない。

2 通報担当課は、前項の規定により措置を講じたときは、その内容を、適切な法執行の確保並びに利害関係人の秘密保持及び信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に通知するものとする。

3 通報担当課は、第1項の規定により措置を講じたときは、その内容を通報窓口へ報告するものとする。

(情報提供としての取扱い)

第9条 通報担当課は、外部の労働者等による通報について第6条第1項の規定により外部通報として取り扱わない事案については、外部からの情報提供として、必要に応じ、調査その他の適当な措置を講じるものとする。通報が匿名で行われた場合も同様とする。

(秘密保持及び個人情報の保護の徹底)

第10条 外部の労働者等による通報への対応に関与する職員は、当該通報に関する秘密の保持及び個人情報の保護の徹底を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限にすること。
- (2) 通報者を特定させる事項については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと（通報に関する対応を適切に行う上で必要な最小限の情報を次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）。
- (3) 通報者を特定させる事項を情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者の書面等による明示の同意を取得すること。
- (4) 前号に規定する同意を取得する場合には、開示する目的及び情報の範囲並びに情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者に対して明確に説明すること。

(利益相反関係の排除)

第11条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、外部の労働者等による通報への対応に関与してはならない。

- (1) 法令違反行為等の発覚又は調査の結果により実質的に不利益を受ける者
- (2) 通報者又は被通報者と親族関係にある者
- (3) 通報に係る事案に関する公正な調査及び措置等に関する検討又は実施を阻害し得る者
(関連資料の管理)

第12条 外部通報の処理に係る記録及び関係資料は、適切な保存年限を定めた上で、通報者及び利害関係人の秘密保持に配慮して、適切な方法で管理しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月8日から施行する。